

監査結果に関する措置状況報告書

報告番号：報告監4の第17号

監査の対象：令和3年度監査委員監査 大阪シティバス株式会社

所管所属：都市交通局

通知を受けた日：令和4年6月30日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	1 本法人の会計処理について改善を求めたもの 本法人の会計処理を確認したところ、次の事実が見受けられた。 ・地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の13第1項によれば、二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人が法人の市町村民税を申告納付する場合においては、当該法人の法人税額又は個別帰属法人税額を関係市町村に分割し、その分割した額を課税標準とし、関係市町村ごとに法人税割額を算定して、これに均等割額を加算した額を申告納付しなければならないとされている。 - しかし、本法人では、本市以外に守口市においても事務所等とみなされる守口営業所を有しているが、守口市には法人市民税を申告納付していなかった。 ・企業会計原則の第二、一、A（発生主義・実現主義の原則）によれば、すべての費用及び収益は、その支出及び収入に基づいて計上し、その発生した期間に正しく割当てられるように処理しなければならないとされている。 - しかし、本法人では、従業員向けの貸付金について、個人別の貸付状況（新規貸付及び全額免除）を把握しているものの、毎月の就業に応じた貸付金の減額の把握が適時に行われていなかった。 - この結果、令和2年度決算書の貸借対照表に計上されている短期貸付金の残高について、当該貸付金残高分（15,795千円）が過大となっており、同額の営業費用が過少に計上されていた。 [指摘事項1] 1. 本法人は、決算報告書の重要性を再認識し、適正な財務諸表を作成するため、最新の税務関連法令並びに一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に関する知識の習得を含め、当該業務に携わる社員の会計スキル全般の向上に努められたい。 2. 本法人は、従業員向け貸付金の残高が決算書に適切に計上されるように、毎月の就業に応じた減額等が反映されているかを確認するなど、各四半期又は決算時に短期貸付金の残高を適切に把握ができる体制を講じられたい。	【指摘事項1－1】 (是正内容) 大阪市から事業を譲受した際に、守口市にも事業所を有することとなったが、税務関連知識が不十分であったことから、守口市への法人市民税を申告することなく、一括して大阪市に申告を行っていたが、法人市民税について理解を深めたうえで、令和3年12月17日に守口市及び大阪市に対して事業譲受時からの修正申告の手続きを行った。 (再発防止策) 税理士資格を有した民間人及び会計士資格を有した民間人を採用した。 新たな契約内容による新たな税理士法人と顧問契約を締結した。新たに四半期ごとに全仕訳データを顧問契約先に確認いただきながら、会計上・税務上の留意点等を確認を行うこととした。 会計スキル全般の向上のため、会計システムベンダー等が実施している会計及び税務に関するセミナー（オンライン開催を含む）に参加した。 【指摘事項1－2】 (是正内容) 従業員向けの貸付金については、適切に残高管理を行う手順を新たに構築し、令和3年度（2021年度）決算から適正に財務諸表に反映した。 (再発防止策) 毎月の就業に応じた減額について、その都度管理できるような管理表を作成したうえで、月次での業務手順を新たに作成して管理することとした。さらに、この管理表と四半期決算時において突合を図ることを決算手順書に追記した。	【指摘1－1】 措置済 【指摘1－2】 措置済	【指摘1－1】 令和3年12月17日 【指摘1－2】 令和4年3月31日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
2	2 現金残高の照合について改善を求めたもの 平成29年度に実施した本市監査委員監査において、本法人が経理規程に従った釣銭現金管理の帳簿照合に関する記録が残されていないことを指摘した。これを受けて、本法人は、業務の適正性を確保しつつ、実態に即した見直しを検討の上、経理規程を改正し、管理ルールの徹底を図る措置を講じたとのことである。 しかし、今回の監査において、本法人の手持現金残高と金銭出納簿の残高の照合状況について確認したところ、経理規則に基づく残高照合を行っていないかった。 [指摘事項2] 本法人は、手持現金の残高照合について、定期的にも実際有高に係る報告と会計帳簿残高を照合確認する体制を講じるとともに、ルールの周知徹底を図りたい。	(是正内容) 事業譲受時における大規模な組織改編に伴い、その前年度における監査指摘が適切に引き継がれなかった。 現金有高と会計帳簿残高の照合確認の重要性の認識が不十分であった。 運賃箱の中に封入されている釣銭現金の有高の報告手順を新たに構築し、その手順について社内周知のもと、令和4年3月31日に照合確認を行った。 (再発防止策) 定期的に手持現金残高の報告を行うルールを定め、社内周知を行った。 所属別の有高集計表を作成した。 報告を受けた経理課において照合確認を行うことを手順書に明記した。	措置済	令和4年3月31日
3	3 固定資産の現物管理について改善を求めたもの 本法人の固定資産の実査状況を確認したところ、平成30年4月以降、実査を行っていないかった。また、固定資産の実査を行うための手続等が作成されていないかった。 [指摘事項3] 本法人は、固定資産の実査が適切に実施されるよう、規程等で実査結果の報告先を明確にするとともに、複数年にかけて固定資産全体を現物確認する等、効率的かつ効果的に実査が実施できるマニュアルを制定し、周知徹底されたい。	(是正内容) 事業譲受前において、ほとんど固定資産を保有していなかったことなどから、固定資産の現状調査の重要性の認識が不十分であったため、固定資産実査の手順が定められていなかった。 実査結果の報告先を示すとともに効率的かつ効果的に実査が実施できるマニュアルを親会社である大阪市高速電気軌道株式会社とも連携しながら令和4年3月に制定し、社内周知した。 (再発防止策) 策定したマニュアルに基づき、決算期において固定資産実査の実施を指示した。	措置済	令和4年3月31日